

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月6日
【会社名】	クレアホールディングス株式会社
【英訳名】	CREA HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 高史
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【電話番号】	(03)5775-2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山
【電話番号】	(03)5775-2100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 岩崎 智彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 230,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	9,200,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」という。)は、平成30年4月6日開催の取締役会において、発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	9,200,000株	230,000,000円	115,000,000円
一般募集			
計(総発行株式)	9,200,000株	230,000,000円	115,000,000円

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、115,000,000円です。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
25円	12.5円	100株	平成30年4月23日		平成30年4月23日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 当社は割当予定先である株式会社MTキャピタルマネジメント、株式会社TKマネジメント及び高橋仁氏との間で、本届出書の効力発生後、本株式にかかる総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本株式の発行は行われないこととなります。

3. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

4. 申込方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
クリアホールディングス株式会社 本社管理部	東京都港区赤坂八丁目5番28号アクシア青山

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 横浜西口支店	神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番20号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
230,000,000円	11,000,000円	219,000,000円

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2．発行諸費用の概算額は、割当予定先の紹介に係るアレンジメントフィー9,200千円（調達価額の4%相当額です。）、その他の事務費用1,800千円（登録免許税等）の合計です。なお、アレンジメントフィーの支払先は、株式会社カナスパ（東京都港区赤坂三丁目10番17号 代表取締役 加瀬可奈子）であります。

（2）【手取金の使途】

本資金調達で調達する差引手取概算額219,000,000円については、当社の完全子会社であるアルトルイズム株式会社（以下、「アルトル社」といいます。）の広告事業における広告枠の購入費用及び広告制作費用に充当するため等の運転資金として、当社からアルトル社への貸付金に全額充当いたします。本株式の発行により調達する資金の具体的な使途は、以下のとおりです。

（本株式の発行により調達する資金の具体的な使途）

手取金の使途	具体的な内訳	金額（百万円）	充当予定時期
アルトル社への貸付金	アルトル社運転資金（アルトル社の広告事業における広告枠の購入費用及び広告制作費用等）	219	平成30年4月～ 平成30年6月

アルトル社への貸付金

当社の完全子会社であるアルトル社の広告事業においては、現在、特定の取引先1社との取引に依存しており、当該取引先の広告予算の拡大傾向により受注拡大を見込んでおりますが、広告事業は取引先に販売する広告枠の購入及び広告制作費用の支払いが先行しています。今までアルトル社では、飲食事業の売上げから資金を捻出し、その先行した広告費用の支払いに充当することで広告事業の売上を確保しておりました。そのため、広告媒体への掲載において、飲食事業の資金状況による制約から取引機会の損失が発生し、また、広告媒体や制作会社への支払いの調整が必要でありました。

アルトル社は、上記取引先1社の広告予算拡大に伴って必要と見込まれる広告枠の購入費用及び広告制作費用の予算を年間約2,300百万円としており、支払いが先行する当該費用を1ヶ月程度で回収していくこととなります。広告事業では季節的な収益の変動が見込まれますが、月次での最大購入額を約250百万円（月次単純平均額の約1.3倍）と見積っております。

この度、アルトル社の体制整備と経営基盤安定のため、飲食事業の資金状況による制約を受けずに広告事業を展開していくことを目的として、本資金調達で調達する資金219百万円を、アルトル社の運転資金として、当社からアルトル社への貸付金に全額充当し、残額（約31百万円）は手元資金より充当する予定です。

（本資金調達方法を選択した理由）

本第三者割当増資による新株式の発行によって、一時に既存株主の希薄化を招くデメリットがありますが、取引先からの受注拡大により今後の事業規模の拡大が見込まれる同社の広告事業においては、広告枠の購入及び広告制作が先に発生するため、受注拡大のために必要となる資金を迅速かつ確実に調達できるメリットがあり、また、財務体質の安定に加えて、資本の充実を図るといった当社のニーズに合致するものであったことから、本資金調達方法が現時点において最適であると判断いたしました。

（他の資金調達方法との比較）

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、以下に記載されている手法を勘案した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断いたしました。

エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、本第三者割当増資と同様に資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。

新株予約権の発行に関しましては、発行時点におけるまとまった資金調達ができず、また、当社の株価水準によっては行使が行われないため、資金調達が困難となる可能性があります。そのため、今回の資金調達方法としては適切ではないと判断いたしました。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、東京証券取引所有価証券上場規程により、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況にあります。

銀行借入や普通社債による調達については、金利や手数料等の費用負担が増加してしまうため、当社の財務体質の安定に加えて、資本の充実を図る観点からは今回の資金調達の手法としては適切ではなく、また、当社の財務状況に鑑みると実現可能性は厳しいものと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

株式会社MTキャピタルマネジメント

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社MTキャピタルマネジメント
	本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目11番14号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 小田 祐次
	資本金	10万円
	事業の内容	有価証券の保有、売買、投資並びに運用及びコンサルティング業務
	主たる出資者及びその出資比率	森 和昭 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

株式会社TKマネジメント

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社TKマネジメント
	本店の所在地	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 高橋 仁
	資本金	5,000万円
	事業の内容	美容関連業種の経営及びコンサルティング業務
	主たる出資者及びその出資比率	岡田 健 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

高橋 仁

a. 割当予定先の概要	氏名	高橋 仁
	住所	東京都中野区
	職業	会社経営
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社グループでは、中核事業である建設事業の再構築と、特定事業への集中リスクを軽減するための事業の多角化に同時に取り組み、グループ全体としてバランスのよい事業ポートフォリオを構築することで、経営基盤の安定化と財務体質の改善による企業価値の向上を目指しています。

建設事業の再構築に向けては、平成28年10月に建設業子会社としてクレア建設株式会社を設立するとともに、大規模な工事の請負いを含めて顧客ニーズに幅広く対応するために、平成28年12月に特定建設業許可を取得しました。これにより、当社グループ内に「土地の確保・開発」から、「建物等の建設」、完成後の「不動産販売、運用・管理」、「リフォーム・メンテナンス」に至る一貫した機能を構築し、建設事業と不動産事業の相乗効果を図りながら収益拡大を目指しています。

一方で、事業の多角化に向けた新たな事業として、平成28年10月よりコスメティック事業を開始し、コスメティック商品メーカー及び代理店等から仕入れたコスメティック商品を大規模小売販売店等に卸販売するB to Bの販売スキームにおいて、当社グループがこれまでに機器や商材等の仕入れ・販売にて培った商社機能としての営業・物流ノウハウ等を活用し展開しています。当該事業が継続的であり、かつ、季節変動の影響を受けにくい業界であることから、これまで安定的な収益を確保しており、当該事業及びその関連事業を強化・拡大したいと考えました。

このため、平成29年12月27日開催の当社取締役会決議により、コスメティック分野を中心とした広告事業及び飲食事業を展開・運営するアルトル社の株式を取得し、その後、当社を株式交換完全親会社、アルトル社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

広告事業における個々の取引は、取引先（広告依頼主）から広告の打診・依頼を受けてスタートし、テレビ、WEB、スマートフォン、雑誌等の広告媒体を選定した後、媒体の広告枠を確保するための買い付け、広告制作を経て、確保した媒体への広告掲載となります。このようなスキームにおいて、アルトル社の広告事業の拡大に向けた運転資金の位置付けとして、広告枠の購入及び広告制作に一定の資金が必要となるため、当該資金を確保することを目的として、本第三者割当増資による資金調達を実施することといたしました。

当社は今回の資金調達にあたり、本件用途であるアルトル社の広告事業における広告枠の購入代金に要するアルトル社への貸付資金の調達方法について、前記「第1「募集要項」 4「新規発行による手取金の使途」（2）手取金の使途」に記載したとおり検討した結果、財務体質の安定に加えて、資本の充実を図ること、資金調達の確実性が高いものであることから、新株式の発行による第三者割当を行うことといたしました。

割当予定先の選定にあたって、当社は、当社の経営方針と事業成長のビジョンに向けた取り組みに理解が頂けることを重要な割当予定先の条件として検討を進めておりました。

各割当先につきましては、当社代表取締役が以前より面識があり、アルトル社の広告事業の取引先の中心であるコスメティック分野に理解のある株式会社カナスパ（東京都港区赤坂三丁目10番17号 代表取締役 加瀬可奈子）から平成30年2月頃より、それぞれ紹介を受けました。株式会社カナスパの代表者及び社員と各割当予定先（法人についてはその代表者）が個人的な交友関係による旧知の知り合いと聞いております。

株式会社MTキャピタルマネジメントにつきましては、新株式での資金調達にかかる協議を行う過程で、当社の経営方針と事業成長のビジョンとをご理解頂くことができたため、価値観を共有できる相手先であると判断し、選定いたしました。

株式会社TKマネジメント及び高橋仁氏につきましては、株式会社TKマネジメントは高橋氏が代表取締役を務める会社であり、高橋氏は、アルトル社の旧親会社、株式会社ジンコーポレーション（以下「ジンコーボ社」といいます。）及びアルトル社の創業者であります。

詳しくは、高橋氏は、ジンコーボ社を飲食事業会社として創業、事業拡大した後、飲食事業と広告事業を分社化して株式会社ジンコミュニケーションズ（現、アルトル社）を設立しました。また、ジンコーボ社では美容脱毛事業を展開して同事業を急成長させたものの、風評被害等による顧客の信用不安から経営危機に陥り、ジンコーボ社が同事業を株式会社ミュゼプラチナム（以下「ミュゼ社」といいます。）として分社化した後に株式会社RVH（以下「RVH社」といいます。）の完全子会社となり、同社のスポンサー支援を受けながら事業再建を行いました。美容脱毛事業を分社化した後のジンコーボ社、及びアルトル社を除くジンコーボ社の各子会社につきましては、債権を保有する銀行団とのADR（注1）を経て、既に金融債権の弁済等の債務整理が完了しているとの説明を受けております。

一方、アルトル社は、他社のスポンサー支援を受けてきたミュゼ社とは異なり、DIPファイナンス（注2）による資金調達のために株式を担保に供され、単独での事業運営を続けた後、当社が株式交換により平成30年1月23日をもって完全子会社化いたしました。現在、アルトル社は、ミュゼ社との間に資本及び人的関係はありませんが、以前の親会社であるジンコーボ社の美容脱毛事業部門（現、ミュゼ社）の広告業務を担当していた経緯から、現在も継続してミュゼ社の広告業務を受託しています。

このような経緯であるため、高橋氏及びTKマネジメントは、現在、アルトル社及び当社との間に資本、人的、取引関係は一切ありませんが、アルトル社の今後の広告事業拡大に対してご理解頂いており、当社の事業成長のビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断し、選定いたしました。

当社といたしましては、アルトル社の広告事業の拡大を進めていくことで、さらなる当社グループの企業価値向上に努めてまいります。

なお、各割当予定先からは、当社に対して純投資目的で資金を投下して頂けるとの意思表示を頂いております。また、当社が各割当予定先を選定した理由は、割当予定先は純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるためです。

(注) 1. 裁判外紛争解決(Alternative Dispute Resolution)

2. 日本における、再建型法的整理手続きである民事再生法等の手続き申立後から計画認可決定前までの融資

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社MTキャピタルマネジメント	6,000,000株
株式会社TKマネジメント	2,000,000株
高橋 仁	1,200,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である株式会社MTキャピタルマネジメント、株式会社TKマネジメント及び高橋仁氏は、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。

なお、当社は、各割当予定先から、払込期日より2年以内に当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本第三者割当増資に要する資金約230百万円について、株式会社MTキャピタルマネジメントから同社名義の預金口座の残高証明書を入手して払込みに必要な資金が確保されていること、及び同社の代表者小田氏から口頭により当該預金口座に係る資金は自己資金であることを確認しました。

また、株式会社TKマネジメントから同社名義の預金口座の預金通帳の写しを入手して払込みに必要な資金が確保されていることを確認し、自己資金であると判断しました。

高橋仁氏の資金については、株式会社TKマネジメントからの借入れと手元資金で払込みに要する資金を確保しているとの説明を口頭で受け、同氏から株式会社TKマネジメントと締結した借用書、同氏名義の預金口座残高が記載された書面を入手し、払込みに必要な資金が確保されていることを確認しました。

以上より、本第三者割当増資の引受に関して問題はないと当社で判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先と直接、面談・ヒアリングを実施し、反社会的勢力でない旨を直接確認し、株式会社MTキャピタルマネジメント及びその役員、株式会社TKマネジメント及びその役員並びに高橋仁氏が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社は第三者調査会社である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11-406、代表取締役:羽田 寿次)に調査を依頼し、各割当予定先、法人の役員・出資者、及びアレンジャーについて情報提供を受けました結果、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。以上から総合的に判断し、各割当予定先、役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価格に関しましては、各割当予定先との協議により、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（平成30年4月5日）の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値である27円に対してディスカウント率9%である25円（端数切り上げ）とすることといたしました。

本第三者割当増資の発行価額の算定方法につきまして、取締役会決議日の直前営業日における終値を採用した理由としましては、直近株価が当社の実態をより適切に表していると考えており、客観性が高く合理的であると判断いたしました。

また、ディスカウント率につきましては、各割当予定先より、当社が前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上していること、及び、当社の業績が改善されない限り、当社グループが事業活動を継続するために必要な資金の調達が困難となり、債務超過に陥る可能性が潜在しているため、当社グループには継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることから、当社への投資に対するリスクを加味したうえでディスカウントの要望があり、当社としても今回の第三者割当増資によって、今後アルトル社がコスメティック分野における広告事業の拡大を推し進めることができることや、当社とアルトル社のノウハウ、ネットワークを含む経営資源を融合し、有効的に活用することによって企業価値の向上が期待できることから、各割当予定先と継続的に協議し、決定いたしました。

なお、当該発行価格は、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日（平成30年4月5日）までの1か月間（平成30年3月6日から平成30年4月5日）の終値の単純平均値25円（円未満切り捨て）に対し0.00%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間（平成30年1月9日から平成30年4月5日まで）における終値の単純平均値24円（円未満切捨て）に対し4.17%のプレミアム、取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間（平成29年10月6日から平成30年4月5日まで）における終値の単純平均値24円（円未満切捨て）に対し4.17%のプレミアムとなっております。

当社は、当該発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、当該発行価額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、上記指針に準拠して算定されていることから、特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により発行する当社普通株式の数は9,200,000株（議決権数92,000個）であり、取締役会決議日（平成30年4月6日）における発行済株式数108,818,236株（議決権数1,086,358個）に対する希薄化率は8.45%（議決権ベースの希薄化率は8.47%）に相当いたします。

本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じることにはなりますが、前記「第1「募集要項」 4「新規発行による手取金の使途」（2）手取金の使途」に記載の資金使途に充当することで、当社グループの中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社SEED	東京都渋谷区恵比寿西1丁目14番9号	17,405,880	16.02%	17,405,880	14.77%
株式会社MTキャピタルマネジメント	東京都港区虎ノ門一丁目11番14号	-	-	6,000,000	5.09%
ホシノ株式会社	大阪府大阪市都島区高倉町3丁目15-1	5,296,900	4.88%	5,296,900	4.50%
田谷 廣明	東京都世田谷区	2,799,760	2.58%	2,799,760	2.38%
上嶋 稔	大阪府大阪市平野区	2,630,600	2.42%	2,630,600	2.23%
株式会社TKマネジメント	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号	-	-	2,000,000	1.70%
角田 哲雄	東京都足立区	1,499,900	1.38%	1,499,900	1.27%
高橋 仁	東京都中野区	-	-	1,200,000	1.02%
澤 鶴巖	兵庫県加古郡稲美町	1,200,000	1.10%	1,200,000	1.02%
小森 正裕	富山県富山市	1,119,600	1.03%	1,119,600	0.95%
計	-	31,952,640	29.41%	41,152,640	34.92%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在の株主名簿（発行済株式総数 91,412,356株）をもとに、平成30年1月23日を効力発生日として実施した株式交換により新たに発行した株式数（17,405,880株。すべて、株式会社SEEDに交付。）を加えて作成しています。なお、当該株式交換後の取引等による株式会社SEEDの持株数の増減は反映しておりません。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注) 1. に記載の内容に、本第三者割当により新たに発行される株式数（9,200,000株）を加えて作成しています。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第53期、提出日平成29年6月30日）及び四半期報告書（第54期第3四半期、提出日平成30年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年4月6日）までの間に生じた変更は、ありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年4月6日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年4月6日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成29年7月3日提出）

1 提出理由

当社は、平成29年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

黒田高史、松井浩文、岩崎智彦、海東時男を取締役に選任するものであります。

第2号議案 会計監査人選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役4名選任の件					
黒田 高史	273,076	44,905	0	(注) 1	可決 85.87
松井 浩文	273,094	44,887	0		可決 85.88
岩崎 智彦	273,094	44,887	0		可決 85.88
海東 時男	273,024	44,957	0		可決 85.86
第2号議案 会計監査人選任の件	273,451	44,881	0	(注) 2	可決 85.90

(注) 各議案の可決要件は以下のとおりです。

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(平成29年8月16日提出)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成29年8月10日

(2) 当該事象の内容

個別決算

平成27年11月に当社の連結子会社となりましたオートモービル関連事業を行う株式会社JPMマテリアル(以下、「JPMマテリアル」といいます。)につきまして、AMSOILの日本における独占販売を軸に、同ブランドの浸透による自社ブランドとの相乗効果を生みながら販売拡大を図っているものの、現状、両ブランドの認知度が同社の営業利益に寄与するまでには至っておらず、直近の平成30年3月期第1四半期においても依然営業損失を計上しています。当該第1四半期の業績につきましては、通期業績予想のベースとしている計画に対して若干下回る程度であるものの、依然として債務超過の状態が解消されていないこと、及びブランド浸透に向けた一定以上の広告宣伝費の支出が予測されることを踏まえて、当面の間、業績の回復が不明瞭であることから、改めて子会社株式の評価を行いました結果、平成30年3月期第1四半期の個別決算において、子会社株式評価損を計上いたしました。

連結決算

個別決算において、上記「個別決算」の評価損を計上したことに伴い、平成30年3月期第1四半期の連結決算において、JPMマテリアルに係るのれんの未償却残高の全額について減損処理を行いました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

個別決算

当該事象より、平成30年3月期第1四半期の個別決算において、子会社株式評価損として373百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、個別決算で計上した当該特別損失は、連結決算では消去され、下記「連結決算」における特別損失が連結業績への影響額となります。

連結決算

当該事象より、平成30年3月期第1四半期の連結決算において、減損損失として370百万円を特別損失に計上いたしました。

(平成29年12月27日提出)

1 提出理由

当社は、平成29年12月27日開催の取締役会において、アルトルイズム株式会社（旧「株式会社ジンコミュニケーションズ」。以下、「アルトル社」といいます。）の株式を取得し（以下、「本株式取得」といいます。）、その後、当社を株式交換完全親会社、アルトル社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といい、「本株式取得」と併せて「本件統合」と総称します。）を実施することを決議し、同日付で両社の間で株式譲渡契約及び株式交換契約を締結いたしました。また、これに伴い、当社の主要株主に異動が生じる見込みですので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号、第6号の2及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 報告内容

・本件統合の決定

(1) 本件統合の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アルトルイズム株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木7丁目21番17号
代表者の氏名	代表取締役 細澤 有一
資本金の額	6.8百万円
純資産の額	83百万円（平成29年8月31日現在）
総資産の額	535百万円（平成29年8月31日現在）
事業の内容	飲食事業、店舗開発事業及び広告事業

(注) アルトル社は、現在、平成29年10月に増資を行ったことにより債務超過を解消しています。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位：百万円)

	平成27年8月期	平成28年8月期	平成29年8月期
売上高	1,051	980	1,092
営業利益又は営業損失()	27	8	3
経常利益又は経常損失()	31	6	5
当期純利益又は当期純損失()	16	35	115

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成29年12月27日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社 S E E D	100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と本件統合の相手会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と本件統合の相手会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と本件統合の相手会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と本件統合の相手会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と本件統合の相手会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と本件統合の相手会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。なお、本件統合の相手会社の株主である株式会社S E E Dは本件統合の相手会社からの1億2千万円の借入金があり、当該借入金は、本株式交換に際して清算されず、本株式交換後、当初合意された返済期日に返済される見込みです。

(2) 本件統合の目的

当社グループでは、中核事業である建設事業の再構築と事業の多角化による経営基盤の安定化を目指し取り組んでおります。その事業の一つとして、平成28年10月より新たにコスメティック事業を開始し、コスメティック商品メーカー及び代理店等から仕入れたコスメティック商品を大規模小売販売店等に卸販売するB to Bの販売スキームにおいて、当社グループがこれまでに機器や商材等の仕入れ・販売にて培った商社機能としての営業・物流ノウハウ等を活用し展開しています。また、本事業が継続的であり、且つ、季節変動の影響を受けにくい業界であることから、これまで安定的な収益を確保しており、今後、本事業及びその関連事業を強化・拡大したいと考えておりました。

一方、アルトル社は広告事業と飲食事業を展開・運営しています。広告事業におきましては、売上に占める広告宣伝費の割合が非常に高いといわれているコスメティック分野を中心に、マーケットを分析し、T V C M等のマスメディアや雑誌媒体を通じクライアントのニーズに応じております。また、飲食事業におきましては、「麺家くさび」等のラーメン店を東北地方及び北関東を中心に約20店舗の飲食チェーン店網を構築・拡大した実績があり、また、セントラルキッチン体制の整備等、事業体制の再構築を行うことにより採算性の改善を実現しています。さらに、飲食事業をサービス業と捉え、他社を含む店舗開発や、集客・販売促進を支援する広告事業等、地域や販売の現場に根付いたサービスの展開を行い、さらなる事業基盤の充実を図っています。

当社グループは、コスメティック事業を展開する中で、コスメティック分野の広告代理店としてアルトル社を知ることとなりました。アルトル社は、以前の親会社（株式会社ジンコーポレーション）が手掛ける事業の専属広告代理店の位置付けであり、当該親会社が以前、コスメティック事業部門（現、株式会社ミュゼプラチナム。以下、「ミュゼ社」といいます。）を運営していたことから、アルトル社は現在もミュゼ社との取引関係を維持し、現在もミュゼ社がアルトル社の広告事業における主要取引先となっています。当社は、アルトル社より同社飲食事業のコンサルティングを行っており株主であった株式会社S E E Dの紹介を受け、アルトル社の完全子会社化について検討してまいりました。

こうした事業を展開するアルトル社を当社の子会社とした場合、取引先からの受注拡大により今後の事業規模の拡大が見込まれる同社の広告事業、及び採算性の改善により収益を確保している同社の飲食事業が当社グループの事業ポートフォリオに加わり、より安定した経営基盤を構築できるものと判断しました。また、同社の広告事業におきましては、コスメティック分野を中心に広告業務を行っていることから、当社グループのコスメティック事業基盤の強化や新たな事業機会の創出につながることを期待されるのみならず、同社の飲食事業におきまして、セントラルキッチン体制をベースに自社及び他社店舗の開発を行う際に、当社グループが店舗開発工事や不動産取引に関わる等のシナジー効果も期待されます。

こうした事業構想をもとに、ともに事業を発展させるための連携に向けて両社で協議を重ねました結果、アルトル社が当社のグループに加わり、シナジー効果を発揮させていくことが最善の策であるとの結論に至り、本件統合による同社の完全子会社化を行うこととなりました。

今後、アルトル社において、コスメティック分野における広告事業の拡大、及びセントラルキッチン体制をベースとした飲食事業の安定化を推し進めつつ、当社グループの建設事業、不動産事業、コスメティック事業とのシナジーを最大限追求していくとともに、その他の事業分野や経営管理面においても、両社のノウハウ、ネットワークを含む経営資源を融合し、有効的に活用することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 本株式取得に関する子会社取得の対価の額

取得価額	160百万円
------	--------

(4) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を完全親会社、アルトル社を完全子会社とする株式交換となります。本株式交換において、当社は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会決議による承認を得ることなく行い、アルトル社は、平成29年12月27日開催の臨時株主総会の決議による承認を得た上で、平成30年1月23日を効力発生日として行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	クレアホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	アルトルイズム株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率	1	9,358
株式交換により発行する新株式	当社普通株式：17,405,880株	

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率

アルトル社の株式1株に対し、当社の株式9,358株を割当て交付いたします。

2. 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく処理を行います。

その他の本株式交換契約の内容

当社とアルトル社との間で、平成29年12月27日付で締結した株式交換契約の内容は次の通りであります。

株式交換契約書

クレアホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とアルトルイズム株式会社（以下「乙」という。）とは、平成29年12月27日付で、次のとおり合意し、本株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲および乙は、乙を甲の完全子会社とすることを通じて、甲の傘下で、乙が営む飲食事業・店舗開発事業・広告事業およびこれに附帯する一切の事業の再建及び発展を図ることを目的として、平成29年12月27日付で締結した株式譲渡契約書により取得される乙の株式以外の乙の株式について、本契約に従い、両者間で株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施し、乙の発行済株式の全部を甲に取得させる。

2. 本株式交換の株式交換完全親会社および株式交換完全子会社をそれぞれ次のとおり定める。

(1) 株式交換完全親会社：甲

（商号）：クレアホールディングス株式会社

（住所）：東京都港区赤坂八丁目5番28号

(2) 株式交換完全子会社：乙

（商号）：アルトルイズム株式会社

（住所）：東京都港区六本木七丁目21番17号

第2条(本株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の普通株式1株につき、甲の普通株式9,358株を交付する。

2. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前日(以下「基準日」という。)の乙の株主名簿に記載または記録された乙の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の合計数に9,358を乗じて得た数の甲の普通株式を新たに発行し、割当・交付する。
3. 前二項に基づいて本割当対象株主に交付しなければならない甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、その端数の合計数(その合計数に1株満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその売却により得られた代金を当該株主に交付する。

第3条(甲の資本金および準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 金0円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 増加する利益準備金の額 金0円

第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成30年1月23日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、これを変更することができる。

第5条(株式交換契約承認株主総会)

乙は、平成29年12月27日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、書面による合意により、開催日を変更することができる。

2. 甲は会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要であることが判明した場合には、甲は効力発生日(変更後のものを含む。)の前日までに、甲の株主総会を招集し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

第6条(新株予約権の処理)

乙は、乙株主総会において本契約の承認が得られた場合、乙が発行し未だ権利行使されていない新株予約権(以下「本新株予約権」という。)について、本新株予約権を保有する新株予約権者に、その保有する本新株予約権を全て放棄させ、かつ効力発生日の前日までに本新株予約権の消滅に伴う変更登記を行うものとする。

第7条(会社財産の管理)

甲および乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結後、効力発生日に至までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、本株式交換にかかる手續を除き、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ甲乙協議し合意する場合に限り、これを行うことができるものとする。

第8条(株式交換条件の変更および本契約の解除等)

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、(1)天災地異その他事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、(3)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、それぞれ相手方に通知し、甲乙協議のうえ、書面による合意により、本株式交換の条件その他の内容を変更し、または本契約を解除し本株式交換を中止することができる。

第9条(本契約の失効)

本契約は、(1)甲もしくは乙の第5条に定める株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議(但し、甲については第5条第2項但書に該当する場合に限る。)がなされないとき、(2)本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁もしくは金融商品取引所等の承認の取得その他の手続が完了しないとき、または、(3)前条の規定に従って本契約が解除され本株式交換が中止されたときは、その効力を失う。かかる場合、甲および乙は互いに損害金、損失、費用その他一切の負担(以下、併せて「損害等」と総称する。)に係る賠償を相手方に請求できない(但し、相手方の故意または重過失により損害等が発生した場合を除く。)

第10条(租税公課)

本株式交換について法令上課徴される租税公課がある場合は、各当事者は、その法令上の責任に従って、その負担すべき税金等を各自支払う責を負う。

第11条(準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

第12条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠実に協議のうえ、これを定める。

第13条(合意管轄)

本契約に関するいかなる紛争についても、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判とする。

本合意書締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月27日

甲：
東京都港区赤坂八丁目5番28号
クレアホールディングス株式会社
代表取締役社長 黒田 高史

乙：
東京都港区六本木七丁目21番17号
アルトルイズム株式会社
代表取締役 細澤 有一

(5) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公平性・妥当性を担保するため、当社及びアルトル社から独立した第三者算定機関である株式会社エイゾン・パートナーズ(以下、「エイゾン・パートナーズ」という)に算定を依頼いたしました。

エイゾン・パートナーズは、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場第二部に上場していることから市場株価平均法を採用し、算定基準日(本株式交換に係る取締役会決議日の前営業日)の株価終値、及び同算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間における株価終値の出来高加重平均を用いて算定しました。

採用手法	算定結果(円)
市場株価平均法	22~28

また、アルトル社の株式価値の評価については、評価対象会社の収益性及び将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF(ディスカウント・キャッシュフロー)法を採用しております。DCF法においては、当社が作成した5ヶ年事業計画(財務予測)に基づき算出した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しており、割引率は14.33%を採用しております。

なお、算定の前提とした同事業計画において、1年目の平成30年8月期に営業利益109百万円(前年度は3百万円)と大幅な増益を見込んでおります。これは、アルトル社が、飲食事業においてこれまで事

業体制の再構築を実行してきたことから、平成30年8月期より、コスメティック分野における広告事業の本格的な拡大に注力することにより、増収増益を見込んでいるものです。

採用手法	算定結果(円)
D C F 法	220,631 ~ 269,660

上記方式において算定されたアルトル社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		株式交換比率の算定結果
当社	アルトル社	7,784 ~ 12,257
市場株価平均法	D C F 法	

なお、エイゾン・パートナーズは、株式交換比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。

加えて、アルトル社の財務予測については同社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。エイゾン・パートナーズの株式交換比率の分析は、平成29年12月26日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

算定の経緯

提出を受けた株式交換比率の算定結果、並びに両社の財務状況、業績動向、株価動向等を参考に、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記株式交換比率が、エイゾン・パートナーズが算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内のため妥当である、との判断に至り合意いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定機関との関係

算定機関であるエイゾン・パートナーズは、当社及びアルトル社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(6) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	クレアホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目5番28号
代表者の氏名	代表取締役社長 黒田 高史
資本金の額	9,104百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	建設事業、不動産事業、投資事業、オートモービル関連事業、コスメティック事業等を行うグループ会社の支配・管理

・主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの 株式会社 S E E D

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	174,058個	16.02%

(注) 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成29年9月30日現在の総株主等の議決権の数912,300個に基づき算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成30年1月23日（予定）

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 9,104百万円

発行済株式総数 普通株式 91,412,356株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第53期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第54期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出
訂正四半期報告書	事業年度 (第54期第3四半期)	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年3月29日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月27日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所

公認会計士 赤坂 満 秋

公認会計士 海生 裕 明

<財務諸表監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており当連結会計年度においても398,782千円の営業損失を計上した。このことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。
- 2 重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年5月1日の取締役会において平成29年5月19日を払込期日とする第三者割当により発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議した。
当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クレアホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、私たちの判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、クレアホールディングス株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

クレアホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂・海生公認会計士共同事務所

公認会計士 赤坂 満秋

公認会計士 海生 裕明

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで継続的に営業損失を計上しており当事業年度においても206,823千円の営業損失を計上した。このことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。
- 2 重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年5月1日の取締役会において平成29年5月19日を払込期日とする第三者割当により発行される第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議した。
当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提会社）が別途保管しております。

- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月14日

クレアホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 銀 河

代表社員 公認会計士 齊 藤 洋 幸 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大 鞭 基 弘 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクレアホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クレアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで継続的に営業損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においても299,764千円の営業損失を計上している。また、経営上の重要な契約先である株式会社アセット不動産から受注した有料老人ホームの建設工事は、契約条件の変更に応じたこと等により、当初の予定より工事の進捗及び工事代金の入金が遅れていること、平成30年5月18日に償還期限を迎える第6回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が行使されない場合には、社債の発行金額と同額の775,000千円を返済しなければならないことなどから在資金繰りに重要な影響を与える可能性がある。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年1月22日にアルトルイズム株式会社の株式を取得し、その後、平成30年1月23日を効力発生日として、会社を完全親会社、アルトルイズム株式会社を完全子会社とする株式交換を実施した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。